

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外)のご案内

低所得の子育て世帯(ひとり親世帯を除く)に特別給付金を支給しています。6月13日(火)から家計急変世帯や申請を要する世帯に対する給付金の受付を開始しますので、該当する世帯の方は、受付期間内に申請していただきますよう、お知らせします。

児童1人あたり 5万円

支給対象者

平成17年4月2日(障がい児は平成15年4月2日)から令和6年2月29日までに生まれた児童を養育する父母など

支給要件

- ①令和5年3月以降に新たに児童手当を申請した住民税非課税の方
- ②令和5年1月以降の家計が急変し、「住民税非課税相当」の収入となった方
- ③平成17年4月2日から平成20年4月1日生まれの子どものみを養育している住民税非課税世帯の方

※すでに給付金を受け取った方、ひとり親世帯分の給付金を受けた方は対象外となります。

受付期限 令和6年2月29日(木)

○申請・お問い合わせ 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112
本庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124

町産木材でお家を建てませんか

黒潮町産材利用促進事業費補助金制度

町産木材を使った住宅の新築・増築に対して最大100万円を補助します。町産木材を使うことで林業が活性化し、森を守ることにつながります。

◆補助を受けるための条件

- ①建築主が黒潮町民または住宅建築後、黒潮町に居住すること。
- ②1坪当たり0.2㎡以上の町産木材を使用し、延べ床面積50㎡以上の木造住宅で、新築または増築すること。
- ③町内に住所または営業所のある建築業者に住宅の建築を依頼すること。
- ④建物に使用した町産木材が、町内で産出された木材であると証明されること。
- ⑤住宅兼店舗の場合は、住宅部分の面積が延べ床面積の2分の1以上であること。
- ⑥町税等の滞納がないこと。

◆補助金の申請方法

補助金交付申請書に建築計画関係図面、請負契約書の写しまたは工事見積書の写し、建築確認書の

写し、住民票の写しなどを添付のうえ、海洋森林課林業振興係まで提出ください。

申請書類は、黒潮町公式ホームページからダウンロードまたは、海洋森林課窓口で配布します。

○お問い合わせ

佐賀支所 海洋森林課林業振興係

☎55-3115

令和5年度「第8回黒潮町民ゴルフ大会」を開催します

◆場所 土佐ユートピアカントリークラブ

◆開催日時 10月21日(土)

午前7時30分スタート

◆参加費 1千円

◆チャリティー

500円の協力金をお願いします。

◆申し込み(先着200名)

・黒潮町民 7月1日(土)～

・町外の方 8月1日(火)～

○申し込み・お問い合わせ

土佐ユートピアカントリークラブ

☎43-2347

